

## 医政メモQ&A

### 准看護婦（士）制度について

Q1：最近、准看護婦（士）制度の廃止が議論になっておりますが、その経緯についてお知らせください。

A1：昨年9月14日の朝日新聞の社説が「准看護婦の養成をやめよ」という記事を掲載して以来、准看護婦制度問題は以前にも増して論争を巻き起こすことになりました。

その内容は「日本の医療界には常識はずれのことをたくさんある。准看護婦・准看護師制度はその最たるものだ」に始まり、「入院中の患者にとって、日に1～2度しか現れない医師は頼りにならず、看護職者の観察力、判断力が患者の生死を分ける」など、われわれ医師や医師会を敵視するような表現で予断と偏見に満ちており、自称「天下の公器」とはまったく程遠いものでした。

それに対し日本医師会の坂上副会長が抗議文を朝日新聞の論説委員室に提出したことから、10月14日づけ同紙の「論壇」欄に「准看護婦廃止論に反論する」と題した日医の反論文を掲載しました。しかし、その4日後には同じ欄に看護協会からの「准看護婦の養成停止は時代の要請」という再反論文を掲載しております。

また11月5日づけ北海道新聞の「意見・異見」欄は、北海道医療大学教授中島紀恵子氏の一方的な准看廃止論の記事を掲載しました。これは著しく公平さを欠いた記事の取り扱いでありました。昨年11月13日開催された本会の医政委員会は、北海道新聞に対して「申し入れ」を行う方向で検討を行いました。しかし、北海道医師会と北海道新聞との話し合いを行っているとの情報もあり、「申し入れ」については、その動静に委ねることにしました。その結果、12月10日の北海道新聞は、准看制度存続の立場

から北海道医師会中野副会長の談話を掲載しました。

Q2：なぜ、准看の養成を停止すべきなのでしょう。

A2：日本看護協会は、①看護婦の仕事は広がり、高度な能力が求められるようになった②看護婦資格に2種類は不要である③不足といわれた看護マンパワーは充足の方向に向かっているなどの理由から、准看の養成を停止すべきであると主張しておりますが、実際のところ看護職の地位向上を図る狙いもあるようです。

看護職の充足率は地域格差が大きくて、都市部では比較的充足されていますが、郡部では正看はおろか准看の充足すらままならない状態です。つまり、国や看護協会がいう理想と現実とでは、かなりの隔たりがあります。

また、看護協会は准看養成を停止する代わりに現在就業している准看の身分を保障して、すべての准看護婦が看護婦資格を取れるよう進学の道を拡大することを国に要望すると主張しておりますが、現実的な具体策には乏しく、ただ自分達の意見を国に要望するのみであります。

准看の養成を停止し、現在、わが国の看護職の45%も占めている39万人もの准看をすべて正看に移行することは、逆に看護の質の低下を招くことにもなりかねないと、危惧する医療関係者も多くおります。

Q3：医師会は、どのように考えておりますか。

A3：日本医師会は、以前より准看制度は存続すべきとの主張を続けてきました。地域の医師会において昭和26年以来44年間の長

きにわたり、准看を養成してきたという歴史的背景があり、改善すべき点はあるとしながらも制度の存続は当然のこと、としております。地域の医師会など民間に大きく依存してきた看護職の養成を国がすべて行うことは不可能であり、准看の養成を停止すべきではないというのが、地域医師会での大凡の意見です。

ところが会員個々の意見となると、その立場によって微妙に異なってきます。最近では医療技術の発達によって、より高度な看護技術が要求されてきたこともあり、一般的に病院では准看よりも正看のニーズが高いのも事実であります。特に特定機能病院のような平均在院日数の短い大病院では、この傾向が如実に現れています。平成4年の診療報酬改定によりスタートした新看護体系による看護職員配置基準は正看の有利な方向にシフトされており、この傾向はますます強まることになるでしょう。しかし、労働集約型の病院経営では経費率で人件費の割合が増えて、結営がますます苦しくなることも事実です。

また、老人が多く入院している平均在院日数の長い病院の場合には、疾患の特性やリハビリに時間を要することから手厚い看護が必要とするにもかかわらず、看護料が極端に抑えられております。そこで、どうしても准看や看護料の算定のできない看護補助者を配置せざるを得ないという矛盾があり、窮状を余儀なくされている病院が多いのも事実であります。

そして現在、看護補助者は看護要員の約1割にも及んでおり、准看廃止論とはまったく噛み合わないばかりでなく、逆に看護補助料の算定をできるような要求すら出ているあり様です。

一方、診療所は有床無床を問わず、郡部

はもとより都市部でも看護職員の充足ができない状態です。外来看護料というような形で人件費が担保されない限り解決は難しく、今回のような僅かな診療報酬の改定では半永久的に困難であります。

最近、地域の医師会が准看を養成するにあたって、実習を引き受けない病院が増加しており、その対策に苦慮しております。しかし、このことで准看養成の廃止に結びつけることは適切ではなく、この事に対し国は何らかの対策を講ずる必要があると思います。

Q4：今後の展望は、どうなるのでしょうか。

A4：日本医師会は引き続き地域医師会が看護職の養成機関としての役割を担うことを条件に、准看の質をレベルアップする、待遇を含めて地位の向上を図るなどを掲げております。一方、看護協会は前記のような主張を掲げて一步も譲らず、日医とがっばり四つに組んだ状態です。

厚生省は、昨年10月2日「准看護婦問題調査検討会」を設置し、平成7年度末までに准看養成等の実態調査による諸問題を検討することになりました。日医の担当であり、厚生省の検討会の委員でもある今田常任理事は、看護と介護の業務区分、看護学の確立や看護教育のあり方論に至るまで、突っ込んだ議論が必要であると述べています。

今年の夏頃までには、検討会で「准看養成は存続か、廃止か」何らかの形で方向が示されることになりそうです。准看廃止問題に関しては、昨年10月24日の日医代議員会でも質問が集中しており、この検討会での結果次第では、改めて日医の力量が問われることにもなりそうです。

(医政部担当理事 赤倉 昌巳)